

ASHIGIN
WEALTH
REPORT

2024.1.29

VOL. 18



相続時精算課税改正のポイント解説

2024年1月1日から開始された生前贈与に関する税制改正項目に、「①暦年贈与における相続財産への持ち戻し期間の延長」と「②相続時精算課税の改正」があります。前号では①について解説いたしました。今回のレポートでは、②について現状と改正のポイント、及びその対応策を中心に、ご案内いたします。

1. 相続時精算課税と改正のポイント

(1) 相続時精算課税の概要

相続時精算課税とは、贈与者(贈与を行う人)ごとに累計 2,500 万円(特別控除)までの贈与であれば、受贈者(贈与を受ける人)の納付する贈与税が非課税になる制度です。ただし、贈与者の相続発生時には、それまで本制度により贈与を行った財産は、持ち戻し(相続財産に加算して相続税の課税価額を算出)されます。贈与を行った財産の価額が累計 2,500 万円を超過した場合は、超過部分に対して一律 20% の贈与税が受贈者に対してかかりますが、その納付した贈与税は、相続税から控除することができます。相続時精算課税は、一度選択すると相続発生まで暦年贈与を併用できないので、注意が必要です。

(2) 改正内容

改正後の相続時精算課税では、年間 110 万円までの基礎控除が新設されました。1 月 1 日～ 12 月 31 日までの 1 年間に贈与された財産の評価額が、基礎控除(年間 110 万円)以下であれば、贈与税が非課税になります。この基礎控除は暦年贈与の「基礎控除」とは異なるもので、また、相続時精算課税の「特別控除(累計 2,500 万円)」に含まれません。したがって、基礎控除以下で贈与を行った財産は、相続財産への持ち戻しの対象外となることから、毎年 110 万円までは相続税のかからない贈与が可能となります。

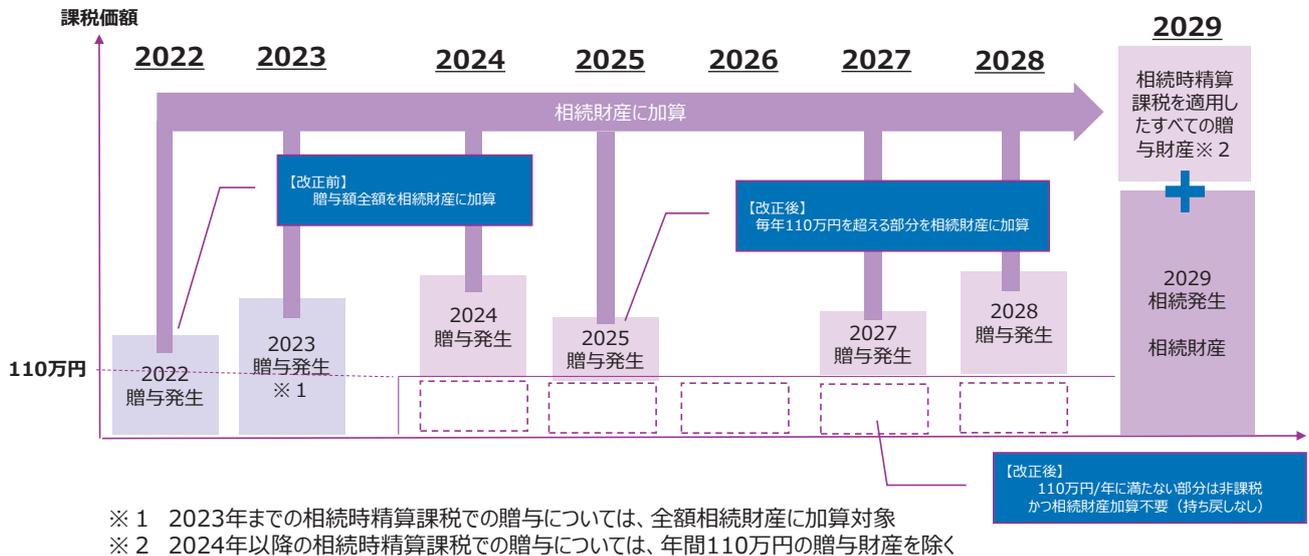
	改正前	改正後
課税対象期間	相続時精算課税選択後、相続発生まで	
基礎控除額	なし	毎年 110 万円
特別控除額	累計 2,500 万円	
適用税率	累計 2,500 万円を超過した部分に対して一律 20% ※累計 2,500 万円までは非課税	
適用対象者	贈与者：60 歳以上の父母または祖父母 受贈者：18 歳以上の子または孫など(推定相続人)	

(3)改正の影響が出るのは 2024 年以降の贈与から

以下の図表の通り 2024 年以降の相続時精算課税は、毎年 110 万円を控除した額が相続税の課税価額に加算されることとなります。

相続時精算課税（改正後）

例. 2029年に相続が発生した場合を仮定



【出典】 国税庁_令和5年度相続税及び贈与税の税制改正のあらまし（令和6年1月1日施行）をもとに当行にて作成

2. 改正を踏まえた対応策

暦年贈与と相続時精算課税の比較

今般、相続時精算課税において、持ち戻し期間や基礎控除の新設といった改正が行われました（暦年贈与に関する改正は、ウェルスレポート Vol.17 を参照）。贈与者の「年齢」や「贈与を行う財産の価額」によって、どちらの制度を利用すべきか検討することが大切です。暦年贈与の場合、持ち戻しの期間が3年から7年に延長されましたが、従前と変わらず贈与者、受贈者に年齢制限はありません。贈与者が比較的若い（40歳～50歳代）場合は、暦年贈与の活用も検討できるでしょう。相続時精算課税の場合、110万円の基礎控除が新設されたことから、これまで110万円以内で贈与を行っていた高齢の贈与者については、相続時精算課税の活用を検討してみてもいいかもしれません。いずれの制度を選択する場合でも贈与を行う財産の価額によって効果は変わりますので、専門家に相談しシミュレーションを行うことをおすすめします。

3. 贈与について検討する際は専門家に相談を

前号より、生前贈与に関する税制改正についてご案内してきましたが、贈与者の年齢やご家族の状況、財産の種類・規模はそれぞれ異なり、その対策も同じものとは限りません。足利銀行では、専門のスタッフが資産承継全般のご相談を承っております。ぜひお近くのブロック個人営業部にご相談下さい。



本レポートは情報の提供を目的として足利銀行が作成したものであり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではありません。なお、個別の税務の取扱等については、税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。以上